

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 協働大町ビル株式会社おおまち荘（以下「当社」という）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、利用規則並びに法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当社に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当社に申し出ていただきます。

- 宿泊者名
- 宿泊日及び到着予定時刻

- その他当社が必要と認める事項

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当社が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当社が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条 当社は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- 満室により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が、当社内において、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為や他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

- 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 秋田県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当社に申し出て、別途定めるキャンセルポリシーにそって宿泊契約を解除することができます。

(当社の契約解除権)

第6条当社は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- 第4条(3)から(8)に該当する場合。
- 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当社が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当社が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第7条 宿泊客は、宿泊日当日、当社のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- 宿泊客の氏名、年令、住所及び職業、外国人にあつては、旅券を提示いただきます。
- 出発日及び出発予定時刻
- その他当社が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第8条 宿泊客が当社の客室を使用できる時間は、午後5時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、清掃等の時間を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第9条 宿泊客は、当社内においては、客室内の御案内に記載の利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第10条 当社の主な施設等の営業時間は、客室内の御案内等でお知らせします。営業時間は、やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

(料金の支払い)

第11条 宿泊者が支払うべき宿泊料金はフロント他に掲示する料金表により、その内訳は、基本宿泊料（室料及び朝食等の飲食料）と追加料金（飲食及び利用延長料金）と消費税となります。

子供料金は小学生(もしくは13歳)以下に適用し、大人料金の70%(飲食料を除く)をいただきます。寝具及び食事を提供しない幼児については無料です。

2. 宿泊料金等の支払いは、通貨又は当社が認めた旅行小切手、宿泊券等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際、フロントにおいて行っていただきます。

(当社の責任)

第12条 当社は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当社の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第13条 当社は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当社の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等、宿泊客の手荷物又は携帯品の取扱い並びに保管)

第14条 別途定める利用規則によって取扱います。

(宿泊客の責任)

第15条 宿泊客の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該宿泊客は当社に対し、その損害を賠償していただきます。